

綾瀬市公共基準点管理保全要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市が設置する公共基準点の使用及び利用に関する事務取扱い及び管理保全に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共基準点 測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）の規定に基づき、綾瀬市が設置した基準点標識をいう。
- (2) 再設 公共基準点を設置後、滅失、損壊、移動等の理由によりその機能を果たすことが不可能となった場合に、再度公共基準点を設置し直すことをいう。
- (3) 移設 公共基準点を設置後、建物の建替え、道路の拡幅等の理由によりその公共基準点を撤去して、再度別な場所に公共基準点を設置し直すことをいう。
- (4) 復元 公共基準点が他の工事等の支障になる場合に、その工事範囲を避けて引照点を設置し、工事等終了後元の位置に同じ公共基準点を設置することをいう。
- (5) 使用 公共基準点を市有地の測量、道路区域の管理等の本来の設置目的に活用することをいう。
- (6) 利用 公共基準点を市有地の測量、道路区域の管理等の本来の設置目的以外に活用することをいう。

(管理)

第3条 公共基準点の管理は、道路管理所管課が行う。

(使用又は利用)

第4条 公共基準点を使用又は利用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けるものとし、測量終了後には、使用又は利用報告をしなければならない。

2 前項の場合において、利用目的が私用である場合には、原則として公共基準点の利用を認めない。

(保全)

第5条 公共基準点の付近で、その効用を害するおそれのある工事等を施工しようとする者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ市長にその旨を申し出て、

その指示に従い当該公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。この場合において、効用を害するおそれのある工事等とは別に定める工事等をいう。

（点検及び確認）

第6条 工事施工者は、前条に規定する工事等が公共基準点の効用に害を及ぼさなかったかを確認するため、当該工事等の施工前と施工後に当該公共基準点の位置を測る点検測量を実施し、その結果を市長に報告しなければならない。

2 前項の公共基準点の点検測量の方法及び効用阻害の有無判定基準は、別に定める。

（一時撤去及び移設）

第7条 工事施工者は、第5条に定める工事等により公共基準点を一時撤去し、又は移設する必要がある場合には、あらかじめ市長の許可を受けるものとする。

2 公共基準点の設置されている土地の所有者又は占有者（綾瀬市の所有又は占有に係るものにあつては、それを所管する担当部局をいう。以下「土地所有者等」という。）の都合により公共基準点を一時撤去し、又は移設する必要があるときには、土地所有者等はあらかじめ市長と協議するものとする。

（機能の回復）

第8条 工事施工者は、第6条又は前条第1項の規定により、公共基準点の効用を阻害したとき又は一時撤去したときは、再設又は復元し、その測量成果等を修正しなければならない。

2 工事施工者又は工事施工者以外の者（以下「事故原因者」という。）が、故意又は過失により公共基準点を滅失、損壊等したときには前項の規定を準用する。

3 前2項の場合において、原状に回復が困難なときは、移設の方法によることができる。

4 前3項の規定により再設、復元又は移設により公共基準点の機能を回復するときは、別に定める測量作業基準により行うものとする。

（費用負担）

第9条 第5条の規定における公共基準点の保全に関する費用、第6条の規定における効用確認のための測量及び前条の規定における再設、復元又は移設により機能回復に要する費用は、工事施工者又は事故原因者が負担する。

2 第7条第2項の規定に基づき土地所有者等から公共基準点の一時撤去又は移設の協議が行われ、市長が相当と認めたときには、機能回復に要する費用は市長が負担することができる。

(測量業者の選定)

第10条 第6条に規定する公共基準点の効用阻害確認の点検測量を行うときは、法第55条の規定に基づき測量業の登録を受けた業者で綾瀬市指名競争入札参加資格者登録名簿に登録されている業者に施工させなければならない。

2 第8条に規定する公共基準点の機能回復のため行う測量は、法第55条の規定に基づき測量業の登録を受けた業者で綾瀬市指名競争入札参加資格者登録名簿に登録されている業者から選定し、市長の承認を得て施工しなければならない。

3 前2項の場合において、特に市長が認めた場合にはこの限りでない。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。